

基本政策Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

現状と課題

・特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方や適切な教員配置、教育環境の整備が課題となっています。

・通常学級においては、発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境、外国にルーツを持つ子どもなど、さまざまな教育的ニーズのある子どもが増加している状況の中、学校では、子どもが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図るとともに、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を総合的に進めていく必要があります。

・いじめの認知件数は、近年、中学校ではほぼ横ばいを推移し、小学校では増加傾向を示しており、本市では、「かわさき共生＊共育プログラム」を通じて、社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止を図るとともに、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめの早期発見・早期対応を図っています。今後も、より一層学校全体で支援する校内体制を確立することが重要です。

政策目標

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を發揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

主な取組成果

特別支援学校センター的機能担当教員が、対象児童生徒が在籍する小・中学校113校に支援を行うとともに、通級による指導を受ける児童生徒の在籍小・中学校を中心に延べ1,399回訪問して指導や助言を行うことにより、学校間の連携強化や各学校の支援力の向上を図りました。

「かわさき共生＊共育プログラム」について、要請校内研修等をのべ37回実施するとともに、協力校情報交換会を開催し、児童生徒理解に基づく指導の重要性についての研修や今後の取組についての提案等を行って学校の取組を支援しました。

不登校やいじめへの早期対応に向けて、児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施や、特別支援コーディネーター連絡会議等を通じた担当者間での情報共有を行いました。また、様々な悩みを抱える児童生徒に対し、面接による相談や電話相談等のほか、神奈川県教育委員会の取組である「SNSいじめ相談@かながわ」に参加するなど、相談者の多様なニーズに対応しました。

海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施や、日本語指導等協力者の派遣による初期の日本語指導や学習支援の実施、日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施などを通じて、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の支援を行いました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
支援の必要な児童の課題改善率	94.6% (H29(2017))	93.2%	89.2%			95.0%以上
各小学校において把握している、支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある（12月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
支援の必要な児童に対する支援の未実施率	0.6% (H29(2017))	0.1%	0.2%			0%
各小学校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった（12月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
個別の指導計画の作成率 (小・中・高等学校)	70.0% (H28(2016))	96.0%	96.0%			100%
すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
いじめの解消率 *	小学校	83.2% (H28(2016))	73.5%	71.8%			85.0%以上
	中学校	91.8% (H28(2016))	85.8%	89.0%			92.0%以上
いじめが解消した割合(解消した件数/認知件数×100)【出典:川崎市教育委員会事務局調べ】							
いじめに関する意識	小6	77.9% (H29(2017))	83.2%	82.5%			82.0%以上
	中3	66.7% (H29(2017))	74.3%	71.9%			74.0%以上
「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合【出典:全国学力・学習状況調査】							
不登校児童生徒の出現率 *	小学校	0.52% (H28(2016))	0.59%	0.72%			0.30%以下
	中学校	3.82% (H28(2016))	4.24%	4.62%			3.34%以下
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合(不登校児童生徒数/全児童生徒数×100)【出典:川崎市教育委員会事務局調べ】							

* 参考指標「いじめの解消率」及び「不登校児童生徒の出現率」については、出典元の調査取りまとめの関係で、1年度前の数値を記入しています。

主な課題

特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、小・中・高等学校における特別支援教育サポーターの配置拡充に向けて検討を行うとともに、特別支援学校への進学が望ましい児童生徒の増加に対しては、県教委等の動向も見据えながら受入枠拡充に向けて、全市的に検討することが必要です。

いじめの解消率について、特に小学校の解消率が下降傾向にあることから、小学校における児童支援活動の中核となる児童支援コーディネーターについて、マネジメント能力等の向上のための研修を行うなど、さらなる力量形成に向けた取組を進める必要があります。

豊かな人間関係を育む「かわさき共生* 共有プログラム」について、各学校で組織的・計画的に実践できるよう引き続き支援を行い、いじめ・不登校の未然防止等を図ることが必要です。

不登校児童生徒の出現率は年々上昇しており、児童生徒の社会的自立を目指して、個々の状況に合わせた支援に取り組む必要があります。また、適応指導教室については、現在の市内6カ所の運営を継続しながら、国の動向を踏まえて機能の充実について検討する必要があります。

海外からの転入を希望する児童生徒の増加を受けて、日本語指導が必要な児童生徒が、急増していることから、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒に対する支援を充実させることが必要です。

教育改革推進会議における意見内容

「かわさき共生・共育プログラム」で行っている不登校の未然防止の取組の効果の測定について、エビデンスベースの教育施策の一つとして、大学等と連携し、プログラムの改善に努めてほしい。

不登校については、必ずしも学校復帰を目標とせず、時間をかけて対応し、フリースペースや夜間中学などの多様な選択肢を準備することが必要。オンライン授業の実践の継続は多様な学びの選択肢を用意するうえで重要である。

特別支援教育は、家庭・地域・社会との関係性の中で考えられなければ、子どもたちの成長に合わせた支援教育は行われないため、スクールソーシャルワーカーの参画を充実させることが期待されている。また、コロナウイルスとの関係で、支援を要する子どもたちに、これから派生する新たな状況に対応できる体制が求められる。

今後の取組の方向性

特別支援教育サポーターの配置拡充について、多様で複雑化する教育的ニーズに対応するため、配置回数の拡充に向けて関係局と調整を行うとともに、サポーターの適正な配置や人材の確保、研修の充実等、質的改善についても検討を進めます。また、特別支援学校への進学が望ましい児童生徒の増加について、特別支援学校の設置義務者である神奈川県とより一層連携し、受入枠拡充等の対応を推進していきます。

支援が必要な児童が増加するとともに、課題が複雑化・多様化しているため、児童支援コーディネーターに求められる資質として、どのように校内で情報共有し、支援方法について意志決定を図るべきか、校内で組織的な動きができるようマネジメントの視点から研修内容等の検討を進めていきます。

かわさき共生・共育プログラムで行っている不登校の未然防止の取組については、専門家の指導や助言を受けながら、エクササイズの開発や効果測定アンケートの活用について見直しと改善を行っており、今後も児童生徒を取り巻く状況に応じて改善しながら各学校で組織的・計画的に実践できるよう支援を行います。

不登校児童生徒については、さまざまな背景や原因があるため、個々の状況を的確に把握し、一人ひとりに寄り添った支援をしていきます。また、適応指導教室については、市内6カ所の運営を継続しながら、体験活動やICTを活用した学習支援、フリースクールとの連携など、さまざまな取り組みを通して、自己肯定感を高め、将来的に、社会的自立につながるよう、児童生徒の支援を進めていきます。

日本語指導が必要な児童生徒及び保護者の支援については、今後も対象者の増加が見込まれることから、ICTの活用や、これまでの日本語指導等協力者の派遣及び国際教室の体制を見直して、日本語指導の充実を図ります。

スクールソーシャルワーカーの参画の充実について、児童生徒の教育的ニーズが多様化しており、従来の発達に関わる教育的ニーズに加え、社会的環境の急速な変化から、いじめや不登校、家庭の貧困、外国につながる児童生徒など、家庭との連携が必要なケースが増加しているため、教育的ニーズを児童生徒と環境との関係において捉えなおし、スクールソーシャルワーカーが学校に積極的に参画できるように、児童支援コーディネーターや支援教育コーディネーターに啓発していきます。また、新型コロナウイルスにより「新しい生活様式」が模索される中で、学校生活においては、教育的ニーズのある児童生徒の多くは、状況に合わせた言動を取ることが難しいため、学級担任やコーディネーター等とより一層の連携を図りながら、特に児童生徒の些細な変化を見取るとともに、家族全体を様々な視点から支援する体制づくりを進めます。

施策1	共生社会の形成に向けた支援教育の推進
概要	本市では、共生社会の形成をめざし、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進します。すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざします。

事務事業名	特別支援教育推進事業 ★			
担当課	指導課	関係課		
事業の概要	「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ・言語通級への担当教員の追加配置	・小・中学校への支援の実施		
	小・中学校通級指導教室の運営 ・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内3か所に設置	・国等の動向を見据えながらの運営改善の検討		
	個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 ・継続実施			
	特別支援教育研修の実施による専門性の向上 ・見直しを図りながら、学びの場に応じた研修を継続的に実施			
	医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 ・児童生徒の状況に応じた支援の実施			
	長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ・長期入院・入所児童生徒への指導者配置			
	一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における体制の整備 ・特別支援教育コーディネーターによる支援 ・小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置			
	児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進			
	一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の推進 教育支援会議の適切な運用等を通じた相談・支援体制の整備 ・相談・支援の実施			

実施状況

- ①特別支援学校センター的機能担当が、対象児童生徒が在籍した113校に支援を行いました。通級による指導を受ける児童生徒の在籍小中学校を中心に、延べ1,399回の訪問を行いました。
- ②年3回の通級設置校長連絡会、通級企画運営会議において、国や他自治体の動向の情報提供を行い、課題改善についての検討を行いました。
- ③学習指導要領改定を機に、サポートノート（個別の教育支援計画）について見直しを行い、発達段階に合わせた書式にし、連携しやすいように工夫しました。
- ④研修の見直しを行い、特に困難な事例が目立つ特別支援学級進学・進路について研修を立ち上げました。
- ⑤対象児童生徒21名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち9名を対象に自立支援を行いました。
- ⑥東横恵愛病院訪問部延べ161名、聖マリアンナ医科大学病院院内学級延べ51名の児童生徒の学習支援を実施しました。
- ⑦小学校114校、中学校50校、高等学校6校にサポーターを配置するとともに、配置数の増加に向けた検討を行いました。
- ⑧小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については165校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流については39名が実施しました。
- ⑨就学相談について、他機関との連携を密に行って適切に進めるとともに、より適切な書式に改善しました。

課題と今後の取組

- ①特別支援学校対象児童生徒の増加への対応について、県教委等の動向も見据えながら、全市的な検討をさらに進めます。
- ②サポートノートの改訂版について、目的や活用方法を周知し、活用促進を図ります。
- ③新たに立ち上げた進学・進路についての研修を含めた各種研修を引き続き充実させていきます。
- ④医療的ケアについては、児童生徒の自立を見据えた支援のさらなる充実を図ります。
- ⑤入院期間の短期化に伴い、入退院を繰り返す児童生徒への学習支援の在り方を検討します。
- ⑥特別支援教育サポーターについて、支援の必要な児童生徒の増加を踏まえ、配置数の拡大を図ります。
- ⑦就学相談について、引き続き、適切な就学相談を実施していきます。

事務事業名	共生・共育推進事業			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課		
事業の概要	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、児童生徒指導の充実を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	各学校における年間6時間（標準）の授業の実施による「かわさき共生＊共育プログラム」の推進			
	担当者研修の実施 ・年2回の継続実施			
	研究協力校での効果測定・検証 ・効果測定・検証の継続実施			
	エクササイズ集を活用した取組の実施 ・新エクササイズに対応した職員研修の充実			
実施状況				
<ol style="list-style-type: none"> ①「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修の実施（年2回）については、計画通り2回（4月、8月）実施しました。 ②研究協力校を含む、学校要請研修等をのべ35回実施しました。また、協力校情報交換会を開催し、児童生徒理解に基づく指導の重要性について研修を行うとともに、今後の取組についての提案等を行って学校の取組を支援しました。 ③新エクササイズ集掲載のエクササイズの活用及び新たなエクササイズを紹介しながら実践形式の研修会を行いました。 				
課題と今後の取組				
<ol style="list-style-type: none"> ①「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修については、各学校の実践の支援のため必要であり、総合教育センターの教育相談事業と連携をとりながら、今後も継続していきます。また、学校の実情に合わせて研修内容を工夫しながら学校要請研修等を行います。 ②研究協力校での効果検証については、要請研修等の希望も多く、検証も必要なため、今後も検証方法について検討をしながら支援を継続していきます。 ③エクササイズを活用した実践形式の研修会の希望があるため、今後も継続していきます。 				

事務事業名	児童生徒支援・相談事業			
担当課	総合教育センター	関係課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	
事業の概要	不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進 ・スキルアップに向けた研修の実施			
	スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ・全中学校への継続配置 ・学校巡回カウンセラーの全小学校、特別支援学校及び高等学校への派遣継続実施			
	スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもがおかれている状況に応じた支援 ・スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化			
	多様な相談機能の提供 ・多様な相談機能による相談支援の実施			
実施状況				
<p>①市立全小学校、児童支援コーディネーターの研修を新任を対象に12回、全員を対象に1回実施し、特別支援コーディネーター連絡会議4回、児童生徒指導連絡会議を7回実施しました。</p> <p>②市立全中学校にスクールカウンセラーを配置し、市立小学校・特別支援学校には、要請に応じて、市立高等学校には、週1回程度計画的に、学校巡回カウンセラーを派遣し、専門性を生かした教育相談活動を行いました。</p> <p>③学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、必要に応じて区役所内をはじめとする関係部署や関係機関と連携しながら、適切な支援を展開しました。</p> <p>④必要に応じて、各相談機関が連携を取り、面接による相談、電話相談等を実施し、また、「SNSいじめ相談@かながわ」に参加し、神奈川県教育委員会の取組とも連携しながら、相談者の多様なニーズに応じるように努めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①児童支援コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に生かせるような内容の充実を図りながら継続します。</p> <p>②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要があると考えています。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとのより一層の連携の在り方の検討を進めていきます。</p> <p>③スクールソーシャルワーカーの配置・派遣について、今後も各区1名以上の体制を維持し、効果的な支援体制を維持する必要があると考えています。また、事例研修・専門研修の継続・充実をとおして専門性の向上や一定の統一感を持った対応等を図っていく必要があると考えています。</p> <p>④多種多様な相談機能を今後も継続し、専門性を維持しながら、相談者の多様な相談ニーズに適切に応えられるようにする必要があります。</p>				

事務事業名	教育機会確保推進事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営 ・市内6か所の運営継続実施			
	子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの活用 ・継続実施			
	既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ・西中原中学校夜間学級の運営継続実施			
	・希望者に対する入学及び編入相談の充実			
実施状況				
<p>①適応指導教室に250名の不登校児童生徒が登録しました。（年度末見込み）</p> <p>②メンタルフレンド延べ19名を各適応指導教室に配置し、子どもたちの体験活動や相談活動を支援しました。</p> <p>③夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めることができました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①現在の市内6カ所の適応指導教室の運営を継続しながら、国の動向を踏まえ、適応指導教室の機能を引き続き充実させていく必要があると考えています。</p> <p>②メンタルフレンドは子どもに近い存在として、通級する子どもたちの活動を支援するために有意義であり、今後も継続する必要があると考えています。</p> <p>③入学希望者のニーズに応じた教育の機会が確保されるよう、学校の支援体制等を見直し、夜間学級の充実を図っていきます。</p>				

事務事業名	海外帰国・外国人児童生徒相談事業			
担当課	教育政策室（旧：総合教育センター）	関係課		
事業の概要	学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ・継続実施			
	日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ・派遣の継続実施			
	帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施 ・継続実施			
	日本語指導のための特別の教育課程の実施 ・国際教室（日本語教室）における継続実施 ・全小・中・特別支援学校での実施に向けた検討	・全小・中・特別支援学校での実施		
実施状況				
<p>①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談を168件実施しました。</p> <p>②日本語指導等協力者の派遣による初期の日本語指導を271人に対して延べ9,666回、中学3年生への学習支援派遣を31人に対して延べ1,308回実施しました。</p> <p>③帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会を1回、国際教室担当者連絡協議会を2回開催しました。</p> <p>④日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施を市立小・中・特別支援学校で進めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①海外からの転入を希望する児童生徒が多くなり、就学に向けた相談件数が増加しています。児童生徒の状況を把握し、学校と連携しながら、速やかな就学と日本語指導につなげていきます。</p> <p>②日本語指導が必要な児童生徒の増加に対して、日本語力向上に向け母語支援や教員による日本語指導を充実させていきます。</p> <p>③国際教室が増え、その他の学校でも、組織的かつ計画的な指導が行われるよう、指導体制の充実を図っていく必要があります。また、特別の教育課程として日本語指導を編成・実施していくにあたり、担当者の研修や情報共有をより充実させていく必要があります。</p> <p>④今後も市立小・中・特別支援学校において、日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の編成・実施を進め充実を図っていきます。</p>				

事務事業名	就学等支援事業			
担当課	学事課	関係課		
事業の概要	就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	全保護者への申請書の配布及び意思確認など、確実な就学援助費の支給 新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・中学生への継続及び新小学1年生（H31（2019）年度入学）への実施			
	システム化による事務処理効率化 ・システムの構築及び制度改正の実施	・効率化の実施		
	特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施 ・継続実施			
	就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ・継続実施			
	高等学校奨学金の支給による支援 ・継続実施			
	大学奨学金の貸付の実施 ・継続実施			
実施状況				
<p>①新小・中学1年生（次年度入学）への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施しました。</p> <p>②就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について事務の効率化を図りました。</p> <p>③特別支援教育就学奨励費事務について円滑に実施しました。</p> <p>④就学事務システムを活用し、就学事務を円滑に実施しました。</p> <p>⑤奨学金の支給（高校生）及び貸付（大学）による支援を実施しました。大学奨学金については、国の制度や他都市の状況の把握に加え、利用者の意向を確認する等、制度のあり方について検討を行いました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①就学援助制度について、就学援助システムを活用した事務フローについて、より効率化するための課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めていきます。</p> <p>②就学事務及び高等学校奨学金については現状のまま継続してまいります。</p> <p>③大学奨学金については、国や他都市の動向を踏まえ、事業の見直しについて検討してまいります。</p>				